

### 第3回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 27 年 3 月 28 日（土）、大阪市立男女共同参画センター西部館（クレオ西）において、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

このセミナーは、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員養成講座」を受講・修了し、金融教育支援員登録した人を対象に、知的障がい者等に対する金銭管理講座や金融被害防止の啓発活動を実施する際に必要となる知識・技能等を学ぶことを目的として開催されるものです。

最初に、ゆうちょ財団より、金融教育支援員講座の目的、今後のフォローアップ施策の予定、金融教育支援員に対しての要望事項のほか、講師登録を希望する場合の手続等を説明した後、「障がいのある人のライフプラン設計の考え方」をテーマにセミナーが開催され、講師はぜんち共済株式会社の富岡竜一氏が務めました。

障がいのある人のライフステージでは、幼児期、就学期、青年期、壮年期、老年期それぞれの年齢ごとにどのような生活状況の変化があるのか、その際に注意することは何か等、具体的に解説が行われました。特に、就学期から青年期に至る 18 歳以降の期間は、障がいのある人を取り巻く法律が児童福祉法から障害者総合支援法に移行する時期であり、今後の各種サービスを受ける場合に大切な手続が必要となることが強調されました。

また、障がいのある人のライフプラン設計においては、保護者の年齢を関連付けて考えることが重要であり、親が面倒を見れなくなる時期のことを考えて、徐々に子離れ（親離れ）していけるように、本人の生活支援を考えることがポイントです。

その他、障がいのある人の保険給付の原因となる病気・けがについては、肺炎が第 1 位となっていますが、これは自覚症状をうまく伝えることができないことから、重篤化することが多いこと、けがについても運動能力の低下する年齢が一般の人より早いことが原因であるなどの説明がされました。

セミナー終了後のアンケートでも、受講者の皆さまの満足度が高かったことが伺えました。



金融教育支援員向けセミナーは、次回は福岡市での開催（平成 27 年 4 月 11 日）を予定しています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。